

弘前圏域定住自立圏の形成に関する協定の
一部を変更する協定書

弘 前 市
西 目 屋 村

弘前圏域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

弘前市（以下「甲」という。）と西目屋村（以下「乙」という。）は、平成23年10月12日に締結した弘前圏域定住自立圏の形成に関する協定について、その一部を次のとおり変更する協定を締結する。

第3条第1号中カをキとし、オをカとし、エをオとし、ウに次のように加え、エをエとする。

(イ) 企業誘致活動の推進

a 取組の内容

地域の雇用確保及び経済の活性化を図るため、圏域市町村と立地に係る情報を共有し、圏域全体としての立地環境、魅力や強みを企業へ情報発信するなど、圏域一体となった企業誘致活動を展開する。

b 役割分担

(a) 甲の役割

企業立地に係る圏域の情報を集約するとともに、圏域一体としての情報発信及び企業誘致のための取組を中心的に行う。

(b) 乙の役割

企業立地に係る情報を甲に提供するとともに、甲と連携して情報発信及び企業誘致のための取組を行う。

(ウ) 農作物獣害防止体制の構築

a 取組の内容

農作物獣害の軽減に向けて、弘前市及び西目屋村地域における猿の生態を調査し、及び検証するとともに、総合的な調整を図りながら、連携による農作物獣害防止体制の構築に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

猿の生態を調査し、及び検証するとともに、乙等との調整を図りながら、農作物獣害防止体制の構築に向けた取組を中心的に行う。

(b) 乙の役割

甲と連携して猿の生態を調査し、及び検証するとともに、農作物獣害防止体制の構築に向けた取組を行う。

第3条第1号イの次に次のように加える。

ウ 教育

(ア) 学校教育環境の整備

a 取組の内容

乙から甲への中学校教育事務委託の実現のために、学校教員、保護者、地域住民及び教育委員会職員による東目屋・西目屋児童生徒等交流推進協議

会において意見交換し、学校間及び地域間の交流を推進する。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙からの中学校教育事務委託の実現のために、乙と連携して学校間及び地域間の交流を推進する。

(b) 乙の役割

甲への中学校教育事務委託の実現のために、甲と連携して学校間及び地域間の交流を推進する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年10月3日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市

市長 葛西憲之



乙 中津軽郡西目屋村大字田代字稻元144番地

西目屋村

村長 関和典

